

第5期北海道障がい福祉計画について [たたき台]	第4期北海道障がい福祉計画について	備考
<p>1 計画策定の目的等</p> <p>(1) 計画の目的</p> <p>障害者総合支援法では、地域における共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施策を講ずることとされています。</p> <p>また、平成28年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人が自ら望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するための支援の拡充が図られたところで。</p> <p>道においては、障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の20に基づき、市町村が策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス等の提供体制の確保その他これら法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとします。</p> <p>なお、北海道障がい者条例第29条に基づき策定する「第4期障がい者就労支援推進計画」及び児童福祉法第33条の22に基づき新たに策定する「第1期障がい児福祉計画」については、本計画へ統合することにより、乳幼児期、学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクル全体を通じ、障がいのある方に対し一貫した支援の推進を図ります。</p> <p>(2) 計画期間及び内容</p> <p>計画は、3年を1期として作成し3年ごとに見直すこととされており、第5期計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間として本年度中に作成するものであり、第4期計画の実施状況や地域におけるニーズ等を踏まえ、3年間のサービス量の見込み等について定めるものとします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>市町村は、利用者のニーズ、利用の伸び等を勘案して、今後必要とするサービス量を見込み、その確保のための方策を定める。道は、市町村の数値を集計したものを基本として、全道のサービス量を見込み、その確保のための方策を定めます。</p> </div> <p>2 計画の位置付け</p> <p>この計画は、長期的展望にたった北海道づくりの基本的方向を定める「北海道総合計画」(平成28年度～平成37年度)の「生活・安心(いつまでも元気で心豊かに安心して暮らす)の障がい施策分野における個別計画で、障害者基本法に基づき策定している「北海道障がい者基本計画」(平成25年度～平成34年度)の実施計画として位置付けることとしています。</p> <p>なお、社会福祉法その他の法律の規定による計画であって障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと調和を保ちながら策定します。</p> <p>※障害保健福祉圏域の設定</p> <p>第4期計画と同様に、本道を21圏域として設定します。</p> <p>図1 【計画の位置付け】</p> <p>(略)</p>	<p>1 計画策定の目的等</p> <p>(1) 計画の目的</p> <p>平成24年6月に成立した障害者総合支援法では、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施策を講ずることとされている。</p> <p>そのため、道においては、障害者総合支援法第89条第1項に基づき、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとする。</p> <p>(2) 計画期間及び内容</p> <p>計画は、3年を1期として作成し3年ごとに見直すこととされており、第4期計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間として本年度中に作成するものであり、第3期計画の実施状況や、地域におけるニーズ等を踏まえ、3年間のサービス量の見込み等について定めるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>市町村は、利用者のニーズ、利用の伸び等を勘案して、今後必要とするサービス量を見込み、その確保のための方策を定める。道は、市町村の数値を集計したものを基本として、全道のサービス量を見込み、その確保のための方策を定める。</p> </div> <p>2 他計画との関係</p> <p>「ほっかいどう未来創造プラン」(H20～)の保健医療福祉分野に関する基本的な方向を示す「新・北海道保健医療福祉計画」と調和を保ちながら策定する。</p> <p>※障害保健福祉圏域の設定</p> <p>北海道障がい福祉計画は、「新・北海道保健医療福祉計画」と整合性を保つこととしており、北海道障がい福祉計画における障害保健福祉圏域は、「新・北海道保健医療福祉計画」における第二次保健医療福祉圏(21圏域)に合わせて設定。</p> <p>図1 【計画の位置付け】</p> <p>(略)</p>	<p>※関係法令の改正による追加</p> <p>※就労支援推進計画及び障害児福祉計画の統合による修正</p> <p>※国指針に基づき修正</p> <p>※北海道総合計画の改定及び指針の改正による修正</p>

3 計画の策定体制等

(1) 計画の策定体制

ア 審議会等における協議

計画の策定に係る総合的な協議は、障害者基本法に基づき設置する「北海道障がい者施策推進審議会」において協議します。

なお、道内の相談支援や就労支援などの各個別検討事項については、「北海道自立支援協議会」や「北海道障がい者就労支援推進委員会」などにおいて協議します。

イ 関係部局との協議

北海道障がい者条例に基づき庁内に設置した「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部幹事会」を活用し協議します。

(2) 市町村との連携

21の障害保健福祉圏域ごとに設置している「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において、市町村の計画との調整を図るため、道及び市町村間で意見交換を行います。

(3) 道民等の意見反映

関係団体との意見交換を行うほか、道民の意見を計画に反映させるため、道内各地域でタウンミーティングを開催するとともに、広く道民の意見を聴くため、パブリックコメントを実施します。

4 計画策定のポイント

計画は、国の基本指針に則して策定することとされており、本年3月に国から示された基本指針は、乳幼児から学齢期、さらには卒業後の就労に至る成人期までの生活環境が変化する節目においても、切れ目の無い支援体制の構築が求められており、障がいのある子どもへの支援や就労支援を含め一体的な推進を図るため、「第4期障がい者就労支援推進計画」及び「第1期障がい児福祉計画」を包含し一体的に策定することとします。

なお、成果目標については、国の基本指針及び第4期計画の実績等を踏まえた上で設定します。

(参考：国指針に定める成果目標)

区 分	平成32年度目標に対する国指針の考え方
福祉施設の入所者の地域生活への移行	平成28年度末時点の施設入所数の9%以上の者が平成32年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。 平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	平成32年度末までに圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。 平成32年度末の精神病床における65歳以上及び65歳未満の入院後一年以上の長期入院患者数とすることを基本とする。 平成32年度における、入院後3ヶ月時点の退院率を69%以上にするこや入院後6ヶ月時点の退院率を84%以上、入院後一年時点の退院率を90%以上とすることを基本とする。

3 計画の策定体制等

(1) 計画の策定体制

ア 審議会等における協議

計画の策定に当たっては、障害者基本法に基づき設置する「北海道障がい者施策推進審議会」において協議を行う。

なお、道内の相談支援体制については、障害者総合支援法に基づき設置する「北海道自立支援協議会」において協議を行う。

イ 関係部局との協議

北海道障がい者条例に基づき庁内に設置した「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部幹事会」において協議を行う。

(2) 市町村との連携

21の障害保健福祉圏域ごとに設置している「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において、市町村の計画との調整を図るため、道及び市町村間で意見交換を行う。

(3) 道民等の意見反映

関係団体との意見交換を行うほか、道民の意見を計画に反映させるため、道内各地域でタウンミーティングを開催するとともに、広く道民の意見を聴くため、パブリックコメントを実施する。

4 計画策定のポイント

計画は、国の基本指針に則して策定することとされており、本年5月に国から示された基本指針は、第3期計画の基本指針とほぼ同様としていることから、基本的な骨格については、第3期計画を踏襲することとする。

なお、成果目標については、国の基本指針及び第3期計画の実績等により補正を行った上で設定する。

(参考：国指針に定める成果目標)

区 分	平成29年度目標に対する国指針の考え方
福祉施設の入所者の地域生活への移行	平成25年度末時点の施設入所数の12%以上の者が平成29年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
入院中の精神障がい者の地域生活への移行	平成29年度における、入院後3ヶ月時点の退院率を64%以上とし、入院後一年時点の退院率を91%以上とすることを基本とする。
地域生活支援拠点の整備	平成29年度までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。
福祉施設から一般就労への移行	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者を、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。

※就労支援推進計画及び障害児福祉計画の統合による修正

※文言の修正

※国指針の改正による修正

※国指針の改正による追加・修正
(現計画で定める成果目標)

区 分	平成29年度目標
福祉施設の入所者の地域生活への移行	平成29年度末までに平成25年度末時点の施設入所数の12%の者を地域生活へ移行する
入院中の精神障がい者の地域生活への移行	平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点から4%削減する。 平成29年6月末における、入院後3ヶ月時点の退院率を64%、入院後一年時点の退院率を91%以上とする。

ちいきせいかつしえんきょてん 地域生活支援拠点 の せいび 整備	へいせい ねんど かくしちやうそんまた かくけんいき すく ひと 平成 32 年度までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一 つを整備することを基本とする。
ふくしせつ から 一般 就 労 への移行	ふくしせつ りやうしや しゆうろらいこうしえんじきやうなど つう 福祉施設の利用者のうち、就 労 移行支援事業等を通じて、 平成 32 年度中に一般就 労 へ移行する者を、平成 28 年度の 一般就 労 への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とす る。 しゆうろらいこうしえんじきやう りやうしやすう へいせい ねんどちゆう へいせい 就 労 移行支援事業の利用者数を、平成 32 年度中に平成 ねんど わりいじよう きほん 28 年度の2割以上とすることを基本とする。 しゆうろらいこうしえんじきやうしよ しゆうろらいこうりつ わりいじよう 就 労 移行支援事業所のうち、就 労 移行率が3割以上の ことざうじよ ぜんたい わりいじよう きほん 事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。 しゆうろつていやくしえんじきやう しえん かいし してん いちねんご 就 労 定着支援事業による支援を開始した時点から一年後 しよくばていやくりつ わりいじよう きほん の職場定着率を8 割以上とすることを基本とする。
しょう じしえん ていきよう 障がい児支援の提供 たいせい せいび 体制の整備	へいせい ねんどまつ かくしちやうそんまた かくけんいき かしよいじよう 平成 32 年度末までに、各市町村又は各圏域1 箇所以上の じどうはったつしえん せっち きほん かくしちやうそん 児童発達支援センターの設置を基本とする。また、各市町村 また かくけんいき せっち じどうはったつしえん ほいくしやうほうもん 又は各圏域に設置した児童発達支援センターが保育所等訪問 しえん たいせい こうちく きほん を支援できる体制を構築することを基本とする。 へいせい ねんどまつ かくしちやうそんまた かくけんいき おも しゆうしやうしん 平成 32 年度末までに、各市町村又は各圏域に主に重 症心 しんしやう じ しえん じどうはったつしえんじきやうしよおよ ほうかごとう 身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デ いさーびす事業所を1 カ所以上確保することを基本とする。 いりやうてき じ てきせつ しえん う へいせい 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 32 ねんどまつ かくとどうふけん かくけんいき かくしちやうそん 年度末までに各都道府県、各圏域、各市町村において、 かんけいきかんなど れんけい はか きやうぎ ば もう 関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを きほん 基本とする。

5 計画推進のための基本的事項

- (1) 目指す方向
- 道では、これまで、施設からの退所が可能な方々の地域生活への移行や、精神障がいのある人の退院を促進するとともに、サービス基盤の地域間格差を縮小しながら、障がいのある人のニーズを踏まえた支援体制やサービス基盤、就 労 の場、地域生活支援拠点などの整備に努めてきているほか、「北海道障がい者条例」に基づく施策の推進、発達の遅れや障がいのある子どもに対するサービス提供体制の整備、東日本大震災の体験を生かした災害に備えた地域づくりを進めてきたところである。
 - 第5 期計画においては、これらのほか、地域における生活の維持及び継続の推進、就 労 定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実を進め、障がいのある子どもや障がいのある人が家族と安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

(2) 計画推進のための基本的な考え方

- ① 北海道障がい者条例の施策の推進
- 障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護の推進と暮らしやすい地域づくりや就 労 支援を推進するため、各種施策の取組を進めます。

5 計画推進のための基本的事項

- (1) 目指す方向
- 道では、これまで、施設からの退所が可能な方々の地域生活への移行や、精神障がいのある人の退院を促進するとともに、サービス基盤の地域間格差を縮小しながら、障がいのある人のニーズを踏まえた支援体制やサービス基盤、就 労 の場などの整備に努めてきているほか、「北海道障がい者条例」に基づく施策の推進や、発達の遅れや障がいのある子どもに対するサービス提供体制の整備、東日本大震災の体験を生かした災害に備えた地域づくりを進めてきたところである。
 - 第4 期計画においては、これらのほか、在宅で生活する障がいのある人自身の高齢化や重度化、親亡き後の地域生活の継続支援にも目を向け、障がいのある人と家族が安心して暮らすことができる地域づくりを推進する。

(2) 基本方針

ちいきせいかつしえんきょてん せいび 地域生活支援拠点の整備	へいせい ねん がつまつ 平成29年6月末におけ る、入院後一年以上の 長期在院者数を18%削減 する。
ちいきせいかつしえんきょてん せいび 地域生活支援拠点の整備	へいせい ねんど 平成29年度までに、 各市町村又は各圏域に 少なくとも一つを整備す る。
ふくしせつ から 一般 就 労 への移行	ふくしせつ りやうしや 福祉施設の利用者のう ち、就 労 移行支援事業等 を通じて、平成29年度中に 一般就 労 へ移行する者 を、平成25年度の一般 就 労 への移行実績の2倍 とする。 しゆうろらいこうしえんじきやう 就 労 移行支援事業の りやうしやすう へいせい ねんどちゆう 利用者数を、平成29年度中 へいせい ねんどまつ わり に平成25年度末の6割 ぞうか 増加とする。 しゆうろらいこうしえんじきやうしよ 就 労 移行支援事業所の しゆうろらいこうりつ わり うち、就 労 移行率が3割 以上の事業所を全体の わり 5割とする。

※国指針の改正により追加・修正

※基本的な考え方については、第4 期計画の推進項目を基本に、国の指針の改正等により追加・修正

《第4 期計画の推進項目》

① 北海道障がい者条例の施策の推進

【旧計画本文】
(すいしんしきく)
【推進施策】
障がいあっても安心して地域で暮らすことがで

② 権利擁護の推進

北海道障がい者条例や障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に則して、虐待や差別の解消に取り組むなど、より一層、権利擁護を推進します。

③ 地域生活支援体制の充実

施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との連携を図り、退所可能な方々の地域生活への移行促進を図るほか、道が行う広域的・専門的な相談支援や市町村における相談支援の充実など、さらなる相談体制などの整備を推進します。

また、乳幼児期や学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等の連携による取組や在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。

④ 意思疎通支援・情報提供の充実

障がいのある人に対する意思疎通支援など、コミュニケーション環境の整備や情報のアクセシビリティの向上を図るため情報通信機器等に関する情報提供に努め、普及や利用の促進を図ります。

⑤ サービス提供基盤の整備

市町村や事業所への助言等を行い、圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努める。

また、広域・分散である北海道の地域特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある人を支援する資源を確保するため、障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策と連携した共生型事業等の取組を推進します。

⑥ 障がい児支援の充実

発達の遅れや障がいのある子ども、さらには在宅で医療的ケアを必要とする子どもなどに対するサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・

⑧ 権利擁護の推進

北海道障がい者条例や障害者虐待防止法に則して、虐待や差別等の解消に取り組むほか、障害者差別解消法の施行に合わせて、一層、権利擁護を推進する。

② 障がい者の地域生活への移行の促進

施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との連携を図り、退所可能な方々の地域生活への移行を促進する。

① 相談支援体制の充実

道が行う広域的・専門的な相談支援や市町村における相談支援の充実のほか、サービス利用に関する計画相談支援の利用者数の増加に向けた更なる体制整備を推進する。

⑥ ライフサイクルを通じた連携した支援

乳幼児期や学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等の連携による取組を推進する。

④ 地域生活の継続に向けた支援

在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制を整備する。

⑩ サービス基盤の地域間格差の縮小

市町村や事業所への助言等を行い、圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努める。

⑨ 共生型事業の推進

広域・分散である北海道の地域特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある人を支援する資源を確保するため、障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策が連携した取組である共生型事業を推進する。

⑪ 障がい児支援の充実

発達の遅れや障がいのある子どもに対するサービス提供体制の整備など、子どもと家族へのより一層の支援体制の充実を図る。

る社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進することを目的に制定した北海道障がい者条例に基づく各種施策等の取組を進めることが必要です。

③ 権利擁護の推進

② 地域生活支援体制の充実

[旧計画本文]

○意思疎通支援等の強化【推進施策】
障がいのある人に対する意思疎通支援など、コミュニケーションが図りやすい環境の構築について検討します。
○情報提供体制の強化【推進施策】
障がいのある人の情報の利用におけるバリアフリー化を推進するため、情報通信機器等に関する情報提供に努め、普及や利用の促進を図ります。

④ サービス提供基盤の整備

⑤ 障がい児支援の充実

⑥ ほうよう すいしん こ がぞく いっそう しえんたいせい じゅうじつ はか
包容を推進し、子どもと家族へのより一層の支援体制の充実を図ります。

⑦ ほったつしょう しゃ いりょう ひつよう ひとなど しえん
発達障がい者や医療を必要とする人等への支援
ほったつしょう しゃ しえん すいしん いりょう ひつよう ひと にちじょうせいかつ きんきゅう じ
発達障がい者への支援の推進や医療を必要とする人の日常生活のみならず、緊急時
いりょう かくほ しょう とくせいなど あ しえんたいせい じゅうじつ はか
における医療の確保など、障がいの特性等に合わせた支援体制の充実を図ります。

⑧ せいしんほけんふくし いりょうしさく じゅうじつ
精神保健福祉・医療施策の充実
せいしんしょう ひと ちいき いちいん あんしん じぶん く
精神障がいのある人が、地域の一人として安心して自分らしい暮らしをすることができるよ
う、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築します。

⑨ しゅうろうしえんしさく じゅうじつ きょうか
就労支援施策の充実・強化
しょう しょう
障がいがあっても、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する体制づくり
すす いりょう しゅうろうきかい かくだい ていちゃくしえん こうちんすいじゅん こうじょう む とりくみ すいしん
を進めながら、就労機会の拡大や定着支援、さらに工賃水準の向上に向けた取組を推進
します。

⑩ じんざい ようせい かくほおよ しつ こうじょう
人材の養成・確保及びサービスの質の向上
りょうそうだん けいかくさくてい にな そうだんしえんせんもんいん かんりせきにんしゃなど ようせい
サービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を
おこな すす ていきょう ちよくせつひつよう じんざい かくほ つと
行うとともにサービスの提供に直接必要な人材の確保に努めます。
また、適切で良質なサービスが提供されるよう、研修などを通じ障害福祉サービス等
およ つうしよしえんなど しつ こうじょう はか
及び通所支援等のサービスの質の向上を図ります。

⑪ あんぜんかくほ そな ちいき すいしん
安全確保に備えた地域づくりの推進
しちようそん かんけいだんたい れんけい はか さいがいじ にちじょうてき しょう かがたが あんぜんかく
市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に障がいのある方々の安全確
保を推進するため、地域住民などとの共生による支援体制づくりを推進します。

⑫ けいかく すいしんかんり
計画の推進管理
せいかもくひょう たつせいじょうきょう しちようそんけいかく しんちよくじょうきょう ていきてき はあく
成果目標の達成状況や市町村計画の進捗状況などを定期的に把握するとともに、
ぶんせき ひょうか ふ くだいなど ばあい けいかく みなお ひつよう そち おこな
その分析、評価を踏まえ、課題等がある場合は、計画の見直しなど必要な措置を行いま
す。

⑦ いりょう ひつよう ざいたくしょう じ しゃ しえん
医療を必要とする在宅障がい児（者）への支援
にちじょうせいかつ きんきゅう じ いりょう かくほ ふかけつ しょう とくせいなど
日常生活のみならず、緊急時における医療の確保は不可欠であり、障がいの特性等
あ しえんたいせい じゅうじつ はか
に合わせた支援体制の充実を図る。

③ せいしんしょう しゃ たいいん そくしん
精神障がい者の退院の促進
しゃかいてきにゅういん かいしょう すず せいしんしょう ひと ちいき う ざら せいび
社会的入院の解消を進めるため、精神障がいのある人の地域の受け皿を整備しつ
つ、退院促進に係る必要な支援を行い、地域生活への移行を促進する。

⑤ しゅうろうしえん じゅうじつ
就労支援の充実
しょう しょう
障がいがあっても、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する体制づくり
すす しゅうろうきかい かくだい こうちんすいじゅん こうじょう む とりくみ すいしん
を進めながら、就労機会の拡大や工賃水準の向上に向けた取組を推進する。

⑫ さいがい そな ちいき すいしん
災害に備えた地域づくりの推進
じょうほう にゅうしゅ じりき ひなん こんなん しょう ひと たい とくせい はいりょ
情報の入手や自力での避難が困難である障がいのある人に対して、その特性に配慮
した支援が行えるよう、市町村や関係団体等との連携を図り、地域住民などとの共生に
よる地域の体制づくりを推進する。

⑥ ほったつしょう しゃ いりょう ひつよう ひとなど たいおう
発達障がい者や医療を必要とする人等への対応

⑦ せいしんほけんふくし いりょうしさく じゅうじつ
精神保健福祉・医療施策の充実

⑨ しゅうろうしえんしさく じゅうじつ きょうか
就労支援施策の充実・強化

⑩ じんざい ようせいおよ しつ こうじょう
人材の養成及びサービスの質の向上

[旧計画本文]
(すいしん してん)
【推進の視点】
・ 障害福祉サービス等の提供にあたり基本とな
るのは人材であり、サービス利用の際の相談や
計画策定を担う相談支援専門員やサービス提供
に係る責任者等の養成のみならず、サービス提供
に直接必要な担い手の確保を含め、求められる
人材を質・量ともに確保することが必要です。
・ 利用者に適切で良質なサービスが提供される
よう、障害福祉サービスの質の向上を図ること
が必要で。

⑩ さいがい そな ちいき すいしん
災害に備えた地域づくりの推進

⑪ けいかく すいしんかんり
計画の推進管理

[旧計画本文]
(すいしん してん)
【推進の視点】
せいかもくひょう たつせいじょうきょう しちようそんけいかく しんちよく
成果目標の達成状況や市町村計画の進捗
状況などを定期的に把握するとともに、その
ぶんせき ひょうか ふ くだいなど ばあい けいかく
分析、評価を踏まえ、課題等がある場合は、計画の
みなお ひつよう そち
見直しなど必要な措置を行うことが必要です。

第5期 北海道障がい福祉計画策定スケジュール

- 9月 ○タウンミーティング
- 10月 ○北海道障がい者施策推進審議会
- 12月 ○計画(素案)～議会報告
○素案に対するパブリックコメント
- 2月 ○北海道障がい者施策推進審議会
- 計画(案)～議会報告
- 3月 ○計画策定

第4期 北海道障がい福祉計画策定スケジュール

- 9/23～10/26 ○タウンミーティング
- 11月 ○北海道障がい者施策推進審議会・北海道自立支援協
議会
- 12月 ○計画(素案)～議会報告
○素案に対するパブリックコメント
- 2月 ○北海道障がい者施策推進審議会・北海道自立支援協
議会
- 計画(案)～議会報告
- 3月 ○計画策定